

総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和4年3月15日
開会時刻	午前10時57分
閉会時刻	午前11時29分
出席委員名	◎品川幸久 ○福井輝夫 大西要一 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 西山則夫
	世古 明 議長
欠席委員名	なし
署名者	—
担当書記	奥野進司
協議案件	1 伊勢市行財政改革指針（案）について
	2 地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について《報告案件》
	3 伊勢市の財政収支見通しについて《報告案件》
説明員	総務部長、総務部参事、資産経営部長、資産経営部参事
	情報戦略局長、情報戦略局次長、財政課長
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長、その他関係参与

協議経過

品川委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「伊勢市行財政改革指針（案）について」の説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

次に、報告案件として「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」外1件の報告を受け、聞き置くこととし、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時57分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をしております。

本日御協議願います案件は、御手元に配付の案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【伊勢市行財政改革指針（案）について】

◎品川幸久委員長

始めに、「伊勢市行財政改革指針（案）について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

情報戦略局長。

●須崎情報戦略局長

本日は大変お忙しい中、総務政策委員会に引き続き総務政策委員協議会を開催いただき、誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、「伊勢市行財政改革指針（案）」ほか報告案件2件となっております。

詳細につきましては担当より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎品川幸久委員長

情報整備局次長。

●大西情報戦略局次長

それでは、「伊勢市行財政改革指針（案）について」御説明を申し上げます。

資料1-1を御覧ください。

まず1の「背景」でございますが、本市の行財政改革の方針等を示すものとしまして、平成30年度に策定をいたしました伊勢市行財政改革プランの取組期間が令和3年度までとなっておりますことから、令和4年度以降の行財政改革の方向性を定めるために策定しようとするものでございます。

2の「経過」を御覧ください。

本指針案の策定に当たりましては、本市の行政改革の推進に関する事項について御審議いただく附属機関、伊勢市行政改革推進委員会において審議をいただき案を整理してまいりましたので、今回御提示をさせていただくものでございます。

3の「指針（案）」を御覧ください。

指針案の概要について、(1)の取組期間から、目的、実施方針、推進体制について整理しております。説明につきましては、資料1-2で御説明を申し上げさせていただきますので、資料1-2の13ページをお願いいたします。

13ページ御説明いたします。

3の行財政改革の目的を御覧ください。

本指針案におきましては、行財政改革の目的を財政規律の保持と手法・体制の最適化としております。

これまで総合計画等の政策審議と行財政改革の審議が重複することがあったこと、また、個別の取組や事業に対する審議や評価が中心となっていたことから、目的、守備範囲を明確にいたしました。

4の実施方針を御覧ください。

実施方針は、大きく三つございます。(1)の事業実施手法の最適化、14ページに移りまして、(2)の人材の育成・組織体制の強化、(3)の健全な財政運営でございます。

13ページにお戻りください。

まず(1)の事業実施手法の最適化でございますが、これは従来の実施手法を安易に踏襲することなく、また、前例や慣習にとらわれず、各種の事業・取組等の立案や見直しを推進するものでございます。

ここでは、柱となる三つのテーマを設定しております。①のデジタル技術の活用、②の協働の推進、③の公共施設マネジメントの推進でございます。

また、④で記載しておりますその他取組の推進につきましては、上記の三つのテーマ以外の取組についても推進を図ろうとするものです。

例えば、財源の確保、民間委託や指定管理者制度等の民間活用、また、旧伊勢市の九つの支所等における窓口機能の在り方検討等を挙げております。基本的には、各部署が必要な取組を検討し取り組むこととなりますので、全部署に共通的なものもございますし、個別の部署に限定される内容もございます。それぞれ様々な取組内容がこちらに含まれることとなります。

14ページをお願いいたします。

次に(2)の人材の育成・組織体制の強化でございますが、これは職員の意識や能力の向上、また、職員の能力が発揮できる環境づくりを推進します。テーマとしましては、①の改革風土づくりと、②の働き方改革でございます。

次に(3)の健全な財政運営でございますが、長期的な財政状況を展望するとともに、

中期的な財政収支見通しを作成し、規律をもった財政運営を行い、財政健全化を確保しようとするものでございます。

財政規律目標の設定につきましては、個々の事業等による歳入歳出の増減に注目するのではなく、財政の全体像としての規律確保が重要であるとの観点から設定したものでございます。

今回の指針案におきましては、財政規律目標として財政調整基金残高と将来負担比率の二つの指標とその目標値を設定しております。

財政調整基金残高につきましては、過去の予算ベースでの取崩し額の実績等から、安定的に財政運営を図る上で50億円は確保していくことが必要であるとの考えから目標値を設定しております。

また、将来負担比率は財政健全化指標の一つで、一般会計等の借入金、いわゆる地方債や、将来支払う可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。

本市の状況としましては、令和2年度決算ベースにおいて、将来負担しなければならない額より基金残高等充当可能な財源が上回っております。そのため、算出される数値が0%を下回っており、実質的な負債はない状態で、これを維持しようというのが目標となります。

5の取組期間につきましては、令和4年度から7年度までの4年間でございます。

15ページをお願いいたします。

6の推進体制・進行管理でございます。

(1)の庁内でございますが、意識しておりますのは、全庁的な推進体制の強化でございます。個々の職員や各部課の役割の明確化、また、経営戦略会議による全体管理のほか、推進担当課の設定を行うこととしております。

この推進担当課の設定につきましては、さきに説明をいたしましたデジタル技術の活用や協働の推進等、各取組テーマに対し、テーマの総括等の役割を担う部署を任命するもので、推進担当課を中心に全庁的な推進を図ろうとするものでございます。

(2)の外部委員会でございますが、進捗管理につきましては、引き続き行政改革推進委員会から御意見を頂戴しながら進めてまいります。

最後、(3)の進捗管理でございますが、毎年度、年度の始めに、その年度に取り組む具体的な内容について整理をいたします。

また、前年度の実績整理、評価も併せて行います。具体的には推進担当課が取組テーマ単位でレポートを作成いたします。

また、取組テーマ以外の行革の取組につきましては、各部署が取組内容を検討及び評価を行い、それを全庁的に集約、整理し公表したいと考えております。

なお、今回は指針案でございますので、具体的な取組内容は記載しておらず、取組の方向性を整理したものとなっております。具体的な取組につきましては、本指針案を決定できましたら、それに基づき、来年度早々に整理してまいります予定でございます。

以上、伊勢市行財政改革指針(案)の概要について御説明申し上げます。

御協議のほどよろしくお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、すみません。指針案を見せていただきました。

13 ページに実施方針、2 ページにわたって記載がございます。

先ほども具体的な取組については、新年早々についてということで話があったんですが、もうそれに尽きるのかと思うんですけど、これから4年間の行財政改革をどのような形で進めていくのかなあというふうに疑問を感じておりました。

平成26年度からの第3次の行革におきましては、30項目にわたります進行管理シート、そのようなものを作成されて取組をしてこられました。

また、平成30年度からの第4次におきましては、1,469事業の棚卸しをされたということなんですが、先ほども説明あったんですが、過去2回の行革につきましてはこの実施計画のようなものが作成されて行革が進められてきたんですが、今回具体的にどのような形で進めていかれるのか、その点お聞かせ願いたいと思うんですが。

◎品川幸久委員長

情報戦略局次長。

●大西情報戦略局次長

今回の行革の4年間の取組につきましては、考え方といたしまして、まず今回お示しをさせていただきました方向性、これについてまずは整理をさせていただきました。

実施計画につきましては、過去、前回のプランもそうでしたが、おおむね4年間でこういったことを取り組んでいくという、そういうスタイルでお示しをさせていただいたかと思いますが、長所・短所様々あるかと思いますが、今回の行革の進捗管理につきましては、4年間の方向性を踏まえた上で、毎年度、単年度ごとに具体的に何に取り組んでいくのかということをしつかりと年度始めに整理をしたいというふうに考えております。

1年経過した後に、最初に掲げた目標、あるいは取組の内容を1年間でどれくらい達成できたのかということをしつかりと、次の年度に整理をしてまた御報告をさせていただきたい。

その年度につきましては、また、新たに今年は何をやろうということをしつかりと考えて整理をしていきたいという、そういう流れで進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

それからですね、ちょっと記載内容についてお尋ねをさせてもらいたいと思うんですが、

5 ページの（3）番の財政状況の冒頭なのですが、合併算定替や合併特例債が令和2年度で終了した旨の記載がございます。これ図表⑤からは全くこのことが読み取れませんので、例えば、その終了したことによって収入がどのように変化するのかとか、そんなような感じで図表⑤との関連性をちょっと加えるというか、工夫してもらったらいかがかなというふうに思うんですが。

◎品川幸久委員長
情報戦略局次長。

○大西情報戦略局次長
御提案ありがとうございます。御指摘いただいた点踏まえて、少し表記について工夫して補記させていただきたいと思います。ありがとうございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
それから次にですね、13 ページの実施方針の中で②の協働の推進というところなのですが、今回初めて地縁組織という言葉が使われてます。従来の自治会でなくて、地縁組織という言葉なんです、その意図するところは何なのか教えてもらえないですか。

◎品川幸久委員長
市民交流課長。

●木村市民交流課長
こちらにつきましては、私どものほうで、協働の基本ルールというものをつくってございまして、そこで定義しております自治会・町内会・婦人会・子供会・老人会等の地域のつながりを基本とした組織・団体でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
そういうことは地域の中にある団体、全てひっくるめて地縁組織とおっしゃるということでもよろしいんですね。

◎品川幸久委員長
鈴木委員、どうぞ。

○鈴木豊司委員

それでは次に③の公共施設マネジメントの推進のところなんですが、これにつきましては、平成28年に公共施設等総合管理計画を策定して以来、なかなか進展が見られずに、平成28年度から令和2年の間におきましては、譲渡が5施設、それから除却が9施設で、更新経費等の抑制額というのが9億944万8,000円ということになっておろうかと思いません。

令和3年度での取組状況をお聞きしたいのと、この財政状況大変厳しい中で、この公共施設のマネジメントにつきましては、本腰を入れて取り組むべきであるというふうに考えておるんですが、その辺、当局のお考えをお聞かせ願えないですか。

◎品川幸久委員長
資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

まず、令和3年度の実績ということで、現在、詳細については調査をしておるところではありますが、現在分かっている施設としては、今年度につきましては2施設譲渡がございました。抑制額につきましては、約3億6,300万円というふうなことでございます。

そして、今後につきましては、いろいろな取組についてはそれぞれの部署がそれぞれに対応しておるところでございます。令和6年の1期に向けて、それぞれの部署が対応して、それに対して工程表等で進行管理をしておるところですので、今後も頑張っておきたいと考えております。以上です。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
すみません。譲渡2施設というのは、どちらなんですか。

◎品川幸久委員長
資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

施設につきましては、まず一つは保育所あけぼの園です。そして、重度身体障害者デイサービスセンターくじら、この2件でございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
はい、分かりました。ありがとうございます。
それと④のその他取組の推進というところで、9支所等の窓口機能の在り方検討という

ことをごさいますけど、9支所等の等というのは何を指すのかお示しを願いたいと思いま
すし、今回、9支所が具体的に名指しをされております。その9支所の方向性につきまして
は、どのように考えておられるのか、その点を教えてもらえないですか。

◎品川幸久委員長
資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

この9支所等というのは、総合支所も含めた部分で上げさせていただいております。

この部分につきましては公共施設マネジメント、こちらのほうで取組もさせていただ
いているところでありますが、組織も含めての部分でございまして、こちらのほうに今回
上げていくというところでございまして。以上でございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

はい、ありがとうございます。この9支所の方向性につきまして、もう30年ぐらい前
になると思うんですけど、この庁内でチームをつくって検討したことがあるんです。実現
はしなかったんですけど、その結果、廃止というような方向性も出したことがあります。

それとまた過去にはですね、やすらぎ公園プールにつきましても、議会においても、庁
内においても、二転三転したようなことが思い起こされるんですけど、行財政改革でぜひ
とも事務事業を含めて、聖域というものをつくらずに、勇断を持って取り組んでいただき
たいと、そんなふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に財源確保の観点からもう1点お聞かせいただきたいんですが、過去にも何回か申
し上げてきておるんですが、施設使用料の見直しです。これにつきましては、平成31年
2月に、施設使用に関する見直し基準というのがつくられております。それにもかかわら
ず、施設類型別計画に基づく再編等の時期に合わせて実施していくんやということであろ
うかと思ひます。

この施設類型別計画に基づく再編等というのが全く進まない中で、この施設使用の見直
しも、当然行わないことになってこようかというふうに思ひますが、今回の実施方針に
つきましては一言も触れられておりません。

もう、いいかげん対応していただいたらどうかなというふうに思ひますが、そ
の点はいかがでしょうか。

◎品川幸久委員長
資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

すみません。委員仰せのとおり、こちらのほうにつきましては、指針について公共施設

マネジメントに合わせてというふうな話で記載されておるところでございます。

そちらのほうについては並行して考えていかなければならないということ、しっかりそれぞれの部署のほうに伝えながら、動きがあった場合には、そういうのを合わせてやっていくということを意識づけしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

動きがあった場合ではなくしてですね、施設使用料見直し基準の最後に、適時の見直し実施という項目があって、そこには受益と負担の公平性を確保しながら、施設使用料の見直しについては適時を行うということが規定されております。

この見直し指針を策定して以降ですね、今日までこの施設使用料の見直しを行ったことはあるのかなのか。全くないように思うんですが、その点はいかがですか。

◎品川幸久委員長

資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

委員仰せのとおり、大きな改定については現在行われていないところでありまして、それぞれの部署にも会議等を行いながら、この考え方、こちらのほうを話をさせていただいて、適時の見直しも併せて検討するようということでお伝えさせていただいております。以上です。

◎品川幸久委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すみません。くどいようですが、その適時っていうのはどのような認識を持ちですか。適時ってどういう意味ですか。

◎品川幸久委員長

資産経営部参事。

●日置資産経営部参事

この指針の中に書かれておる内容を理解した上で、横並びであるとか、他の施設であるとかだけではなくて、施設ごとの考え方っていうのも持った上で適時というところで上げさせていただいているところがございます。

◎品川幸久委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回、御提案いただきましたこの行政行財政改革指針案を読ませてもらったときに、本当に改革をするんだというような強い意気込みが感じられてきませんでした。

この後、報告ございます財政収支見通しの中、1ページなんですけど、財政状況に向けた取組という項目があって、その中には、持続的に安定した行財政運営を行うために、一つ費用対効果を踏まえた事業の取捨選択、スクラップアンドビルドの徹底、公共施設等の適正な管理運営、さらなる自主財源の確保、それからデジタル活用等による業務効率化などに着目をして取組を行っていきますというような記載があります。

まさにことが行財政改革の真髄ではないかなあというふうに思っておるんですけど、当然トップの姿勢というものがあるんでしょうけど、ぜひとも職員の皆さん一丸となって、この中身の濃い取組を期待をして質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

◎品川幸久委員長
答弁よろしいね。

○鈴木豊司委員
はい。

◎品川幸久委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長
御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について】

◎品川幸久委員長
続いて報告案件に入ります。

次に、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）について」当局から報告をお願いいたします。

総務部参事。

○杉原総務部参事

それでは、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市市税条例等の一部改正（案）」につきまして、御手元の資料に基づき御説明申し上げます。

改正事項でございますが、これは土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置

でございます。固定資産税と都市計画税につきましては、評価額が上昇したことに伴い、税負担が急増しないように設けられている負担調整措置という制度がございます。

今回の地方税法の改正におきまして景気回復に万全を期すため、激減緩和の観点から、令和4年度に限り地価の上昇が大きい商業地等の負担調整措置の改正が予定されております。

令和4年度の課税標準額につきましては、令和3年度の課税標準額に、現行は令和4年度の評価額の5%を足したものとなるところを、評価額の2.5%を足したものとしようにするものでございます。5%を2.5%に引き下げる改正でございます。

なお、住宅用地、農地等については現行どおりでございます。

また、このほかに条項移動の整備等、法律の改正に伴う所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございます。

以上が、伊勢市市税条例等の一部改正案の概要でございます。

これは現在、国会にて審議中の地方税法等の一部を改正する法律案に基づき、4月1日から施行となるものについて、一部改正案を市議会に御提出する時間的余裕がないと考えられますため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただき予定のものでございます。

以上、「地方税法の一部改正に伴う伊勢市税条例等の一部改正（案）について」御説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

◎品川幸久委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【伊勢市財政収支見通しについて】

◎品川幸久委員長

次に、「伊勢市財政収支見通しについて」当局から報告をお願いいたします。
財政課長。

●太田財政課長

それでは、「伊勢市の財政収支見通しについて」御説明申し上げます。

まず、今回提出させていただきました財政収支見通しの策定の目的を御説明申し上げます。

さきの財政収支見通しは、新市建設計画の財政計画を上位計画とし、平成28年度から令和2年度までの5年間の見通しを推計しました。その後、時点修正を行う際に、第3次総合計画の計画期間に合わせて期間を1年延長し、令和3年度までの推計を行いました。

今回の財政収支見通しは、現在策定中の総合計画中期基本計画及び行財政改革指針の計画期間に合わせて、推計期間を令和4年度から令和7年度までの4年間とし、財政全体の

方向性、特に経費別のおおむねの枠組みを推計したものでございます。

資料3、伊勢市の財政収支見通しを御覧いただきたいと存じます。

まず1ページでございますが、伊勢市の財政を取り巻く状況、また、持続的に安定した行財政運営を行うための財政状況の改善に向けた基本的な取組を記載してございます。

次に、2ページでございますが、3（1）では、冒頭御説明申し上げました本財政収支見通しの策定の目的を、（2）では推計の前提条件を記載しております。

推計の基本的事項として、収支見通しの期間を4年間、普通会計ベースとし、新型コロナウイルス感染症対策事業については、不透明な部分も多くあることから推計に含めておりません。

また、具体的な数値における個別の推計については、現行の地方財政制度を基本に、過去の決算並びに令和4年度予算案の数値を勘案し、現時点で把握できる範囲で決算見込として推計してございます。

歳入歳出における、個別の前提条件の主だったものの概要を記載しておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

次に、4ページでございます。

先ほどの前提条件による推計の結果を、年次別財政収支見通しとして記載しております。

各年度の全体像としましては、歳出のうち投資的経費について、小中学校の統合整備が一旦令和4年度で終了することから、以降は減額となるものの、扶助費や福祉特会への繰出金等、社会保障関連経費が引き続き高水準で推移し、全体では530億円から500億円程度で推移するものと見込んでおります。

次に、5ページから6ページにかけては、本財政収支見通しの結果による地方債残高及び基金残高の推計について記載しております。

5ページでございます地方債残高の推計については、令和4年度末の610億4,900万円をピークに、以後、逡減するものと見込んでおります。

これは、投資的経費に伴う地方債借入、これが令和5年度以降減少することによるものでございます。

次に、6ページの基金残高の推計についてでございます。

令和4年度から令和7年度で31億円程度の財源不足が見込まれ、その手当として財政調整基金の繰入れを行うことから、財政調整基金の残高は、令和7年度末で66億9,500万円になると見込んでおります。

財政調整基金は、年度間の財源調整の役割のほか、災害などの予期しない支出の増加に対応するもので、財政運営の安定性という観点からも、一定規模の確保を図ることが重要と考えております。

次に、7ページの財政収支見通しに基づくプライマリーバランスの推移については、令和4年度では赤字となるものの、以後、黒字で推移すると見込んでおります。

次に、8ページには、この収支見通しの結果による今後の財政運営上の課題を、また10ページ以降については、平成23年度から令和2年度決算までの数値分析に基づく本市の財政状況の現状を、22ページ以降には参考としまして、財政用語の解説を添付しております。

最後になりますが、本財政収支見通しに示した各経費別のおおむねの枠組みを目安に、

費用対効果を踏まえた事業の取捨選択、スクラップアンドビルドの徹底に加え、新たな視点として、デジタルを活用した業務の効率化に取り組み、より一層慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

また、この財政収支見通しは計画的な行財政運営を進めるための目安であり、今後の各年度における予算編成に当たっては、その時点での制度改正や、国の地方財政対策などを踏まえ、具体的に内容を定めていくこととし、個々の財政需要等に適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、財政収支見通しについての御説明を申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

◎品川幸久委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 29 分